

○ 少年相談実施要領の改正について（通達）

（令和４年５月１２日付け香少年第７４号）

少年相談については、「少年相談実施要領の改正について」（平成３１年４月２４日付け通達香少年第１２５号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法第４７号）、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和４年国家公安委員会規則第１号）の制定に伴い、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和４年３月３１日付け警察庁乙生発第１０号）が定められたことから、所要の見直しを行い、別添のとおり「少年相談実施要領」を定めたので、引き続き、適切かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

少年相談実施要領

1 目的

この要領は、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）及び香川県少年警察活動実施規程（平成 20 年香川県警察本部告示第 5 号）に定めるもののほか、面接、少年相談電話（少年サポートセンターに設置された少年相談専用電話をいう。）等による少年相談の実施に関し必要な事項を定め、もって少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。

2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又は保護者その他の関係者（以下「保護者等」という。）から少年の非行防止又は少年の保護に関する事項（児童虐待に関するものを含む。）に関し、悩みごと、困りごと等の相談があった場合に、その内容に応じ、必要な指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理（以下「処理」という。）を行うことをいう。

3 担当責任者等の任務

(1) 担当責任者

少年課長及び署の生活安全課長（生活安全・刑事課長を含む。）は、少年相談の担当責任者として、少年相談を担当する少年補導職員、少年相談専門員その他の職員（少年相談業務に必要な知識及び技能を有する者をいう。以下「担当職員」という。）を指揮して、少年相談に係る業務を統括する。

(2) 担当職員

担当職員は、少年相談の受理、処理等の少年相談の実施に関する業務を行う。

4 実施要領

(1) 受理

ア 担当職員は、少年又はその保護者等から少年相談を受けたときは、その内容を正しく把握した上、これを受理し、「香川県警察における相談の取扱要領の制定について（例規）」（平成 28 年 4 月 1 日付け例規香広被第 25 号）に定める相談等受理票（以下「受理票」という。）を作成した上、少年課長又は署長（以下「署長等」という。）に報告しなければならない。

イ 担当職員以外の職員が少年相談を受理したときは、受理票を作成するとともに、その内容を本部又は署の担当職員に引き継ぐものとする。この場合において引継ぎを受けた担当職員は、アに準じて措置するものとする。

ウ 署長等は、受理した少年相談が他の所属において処理することが適当であると認めるものについては、当該所属へ確実に引き継ぐものとする。

(2) 処理

ア 担当職員は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談のうち、その内容から判断し、自ら処理することが適当であると認めたときは、担当責任者に連絡するとともに署長等に報告した上で、自ら当該少年相談事案を処理することができるものとする。ただし、処理について十分な検討を要すると認められるもの及び処理の選択について慎重を期する必要があると認められるものについては担当責任者の意見を聞き、署長等に報告した上で処理するものとする。

イ 担当職員は、少年相談に係る事案を処理する場合において、当該少年相談に係る少年（以下「対象少年」という。）又はその保護者等に面接する必要があると認めるときは、署長等に報告の上、対象少年の保護者等と連絡を取り、対象少年又はその保護者等を適切な場所に招致し、又は出向いで対応するものとする。ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡をとり、指導、助言その他の援助を行うものとする。また、この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

ウ 担当職員は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談が他の所属又は関係機関において取り扱うことが適当であると認めるときは、相談者に対し引継先、連絡方法等を教示し、その内容を他の所属又は関係機関へ確実に引き継ぎ、又は必要な事項を連絡するものとする。

エ 担当職員は、少年相談の対応を行ったときは、その処理状況及び処理結果を受理票の対応状況記録欄に記載しておかなければならない。

(3) 継続補導

対象少年について継続補導（少年の非行防止を図るため特に必要と認められる場合に、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、少年に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施することをいう。以下同じ。）を行うときは、専門的な知識及び技能を必要とし、相当期間継続して対応する必要があるため、原則として、少年サポートセンターに配置された少年補導職員等又は少年サポートセンターの指導の下、少年警察部門に属するその他の警察職員が実施するほか、その実施にあたっては、「香川県少年警察活動実施規程等に基づく事務の取扱要領の改正について（通達）」（令和4年4月21日付け香

少年第 68 号) に定める少年事案処理簿を作成し、所属長の指揮、処理の経過、その他必要事項を明らかにしておくものとする。

なお、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームを効果的に活用するものとする。

(4) 報告

署の担当職員は、受理し、若しくは引継ぎを受け、又は処理した少年相談が犯罪の被害にあった少年に関するものなど特異な事案であるときは、署長に報告した上、当該事案に係る受理票の写しを少年課長に送付して報告するものとする。

(5) 警察本部による警察署に対する支援

少年サポートセンター長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって少年サポートセンター員の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うこと。

5 留意事項

- (1) 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、特に関係者の秘密の保持に配慮するものとする。
- (2) 少年相談の受理に当たり、自殺の予告、行方不明等緊急を要すると認める場合においては、直ちに必要な措置をとるとともに、署長等に報告しなければならない。
- (3) 署長等は、担当職員が少年相談に関する教養及び研修を受けることができるように配慮するとともに、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。
- (4) 本部及び署においては、少年相談の利用を促進するため、その広報に努めるものとする。
- (5) 少年相談は、少年サポートセンター等少年警察部門の職員が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。